

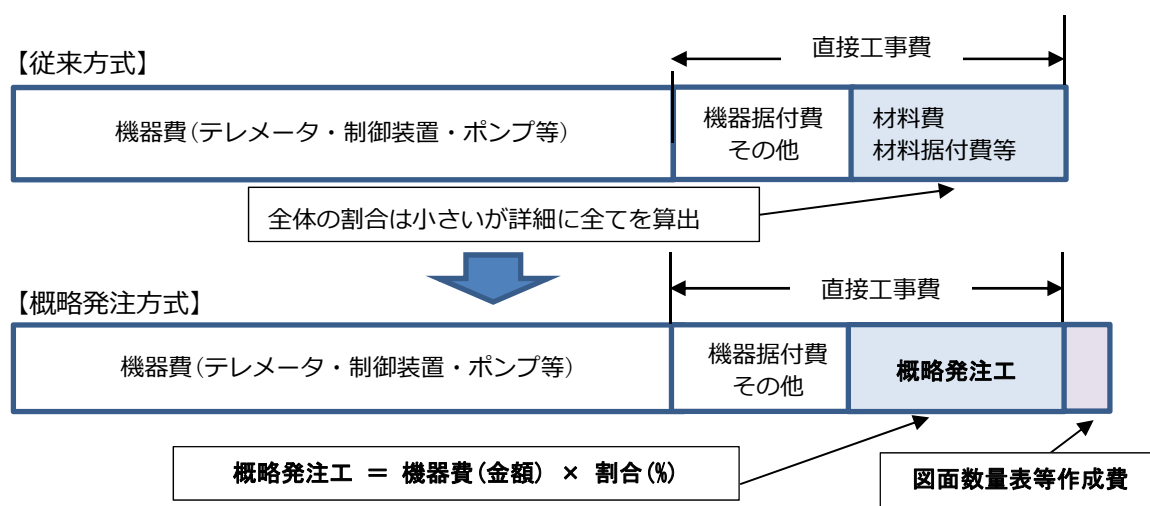
電気・機械工事の「ケーブル工事」における概略発注方式の試行開始について

神奈川県企業庁では、工事積算業務の新たな取組みとして、電気・機械工事積算の一部を簡略化するとともに、受注者の創意工夫を反映させる「概略発注方式」の試行を令和7年4月から開始します。

◆概略発注方式の概要

- 発注者は、工事費全体に占める金額が小さいケーブル工事について、発注時は率計上により積算します。
- 受注者は、請負契約後、現場作業に入る前に、率計上で積算された部分について、調査を行い、図面数量表等を作成し発注者に提出します。
- 発注者は、提出された図面数量表等により、従来どおりの積み上げ積算を行います。
- 積み上げ積算時に必要となる図面数量表等については、別途作成費を発注時に上乗せします。（詳細は電気・機械積算基準（P2-29）をご参照ください。）

【イメージ図】



図面数量表等作成費：ケーブルルート図、ケーブル等数量表を作成し、準備費（共通仮設費）に計上

■ 試行に係るお問合せ：水道部計画課技術管理グループ（TEL 045-210-7257）